

(別添 2 - 1)

## 学 則

①法人・団体の名称	株式会社 S I M
②研修事業の名称	株式会社 S I M ずっとケアスクール W i t h Y O U 移動支援従業者養成研修
③研修の種類	大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める移動支援従業者養成研修
④研修課程	全身性障がい課程
⑤指定番号	1 4 4
⑥開講の目的	全身性の障がいをもつ者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術を習得すること
⑦講義・演習室 (住所も記載)	<京橋校> 講義：大阪市都島区東野田町 1-21-7 富士林プラザ 10 番館 501 演習（全身性課程）：大阪市都島区東野田町 1-21-7 富士林プラザ 10 番館 501 <八尾教室> 講義：八尾市佐堂町 3-1-39 デイサービス「くつろぎの里」内 演習（全身性課程）：八尾市佐堂町 3-1-39 デイサービス「くつろぎの里」内
⑧実習施設	なし
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2 - 2）を参照。
⑩使用テキスト	「ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編」中央法規出版
⑪受講資格	原則として、市町村地域生活支援事業の移動支援事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は現に従事している者とする。
⑫広報の方法	ダイレクトメール、新聞折込みチラシ、スクール情報サイト及び自社のホームページにおいて行う。
⑬情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： <a href="http://withyou-sim.com">http://withyou-sim.com</a>
⑭受講手続及び本人確認の方法（応募者多数の場合の対応方法を含む）	所定の申込み用紙に必要事項を記入のうえ、当社へ持参、郵送または HP にて申込むものとする。※未成年者の場合は法定代理人の同意書が必要 インターネット申込の場合は、弊社から電話連絡にて申込の確認を行う。受講料の支払い確認にて受講決定とする。 なお、本人確認については、受講申し込み時または初回受講時、本人確認は、下記いずれかにより行うものとする ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票、②住民基台帳カード、③在留カード等、④健康保険証、⑤運転免許証、⑥パスポート、⑦年金手帳、⑧運転免許証以外の国家資格を有する者についてはその免許証または登録証 応募者が定員を超える場合は申込順とする。

⑮受講料及び受講料支払方法	21,600 円（テキスト代、消費税含む） 受講決定後、指定期日までに当社の指定口座へ振込み ※振込手数料は受講生負担 受講時の交通費、宿泊費、外食代は上記授業料には含まない
⑯解約条件及び返金の有無	<p>&lt;受講者からの解約&gt;</p> <p>開講日の前日までは、納入された受講料の全額を返金、研修開始後の自己都合によるキャンセルの場合は原則として受講料の返金はしない</p> <p>&lt;事業者からの解約&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修秩序を乱し、他の受講生に悪影響を及ぼす者と判断したとき</li> <li>・学習意欲に欠け、終了の見込みがないと認められるとき</li> <li>・当社の都合により研修を中止した場合、受講料を全額返還する</li> </ul>
⑰受講者の個人情報の取扱い	<p>個人情報保護規程策定の有無 <input checked="" type="checkbox"/>・無</p> <p>個人情報に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、適正な取扱いと安全管理に努め、取得した個人情報は、連絡および受講業務に必要な範囲でのみ利用する。法令に基づき開示または提出を命じられた場合を除き、第三者に開示等をしない</p> <p>なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される</p>
⑱研修修了の認定方法	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。</p> <p>研修の修了年限：4ヶ月</p>
⑲補講の方法及び取扱い	<p>補講の方法：同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別対応で実施する。講義科目（障がい者の人権）を除くに限り、当該科目担当者へ1200字以上のレポート提出することをもって出席とみなすことができる。</p> <p>個別対応補講費用：1時間あたり 2,160 円</p>
⑳科目免除の取扱い	<p>有：他の大阪府指定の移動支援従業者養成研修を修了後1年以内の者は</p> <p>(1) 障がい者(児)福祉制度と移動支援事業 (2時間)</p> <p>(2) 移動支援従業者の業務 (1時間)</p> <p>(3) 移動支援従業者の職業倫理 (1時間) を免除</p>
㉑受講中の事故等についての対応	<p>授業中の事故は自己責任とする</p> <p>(明らかに当校の過失と判断できる場合を除く)</p>
㉒研修責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：重松 和孝</p> <p>所属名：スクール事業本部</p> <p>役職：代表取締役</p>
㉓課程編成責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：白崎 文</p> <p>所属名：スクール事業本部</p> <p>役職：</p>

④ 苦情相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：重松 和孝 所属名：スクール事業本部 役職：代表取締役 連絡先：06-6585-0961
⑤ 研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：重松 和孝 所属名：スクール事業本部 連絡先：06-6585-0961
⑥ 情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：藪中 喜章 所属名：スクール事業本部 役職：事業本部長 連絡先：06-6585-0961
⑦ 修了証明書を亡失・毀損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：無料
⑧ その他必要な事項	遅参の取り扱い：原則として授業開始前に出席が確認できなかった場合は欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。 退校処分の取り扱い： 以下の場合には退校処分を行うことがある (1) 当社への事前連絡なく支払期日までに受講料が支払われていない場合 (2) 講師の指示に従わず、授業を妨害した場合、また講師や受講生に対し暴力行為やセクシャルハラスメント等があった場合 (3) 遅刻や欠席がたびたびある受講生。遅刻、欠席時、事務局に事前連絡のない受講生 (4) 教室内にて物品購入の勧誘及び政治・宗教活動を行った場合 (5) 病気、怪我、妊娠等で、受講の継続が困難と判断された受講生

※学則は課程ごとに作成すること。